問題 1 退職給付関係

以下の資料に基づき、個別財務諸表における退職給付に関する注記を完成させなさい。

【当社の概要】

- 1. 当社は東京証券取引所第1部の上場企業である。
- 2. 当社は退職給付制度として、退職一時金制度及び確定給付型適格退職年金制度である従業員非拠出の企業年金基金制度(基金型)を採用している。なお、当社の従業員数は、会社設立以来 1,000 名を超えている。
- 3. 当社の事業年度は、当期が第20期(×22年4月1日~×23年3月31日)である。

【資料】

1. 退職給付引当金の過去3会計期間末残高に関する情報

(単位:百万円)

	第 17 期末	第 18 期末	第 19 期末
退職給付債務の残高	12, 800	13, 200	14,000
年金資産の公正な評価額 (注1	7,720	7, 900	8,000
会計基準変更時差異の未処理残高 (注2	120	105	90
未認識数理計算上の差異の残高 (注3)		90	80

- (注1) 年金資産の積立超過は生じていない。
- (注2) 会計基準変更時差異について

会計基準変更時差異は、全て第 16 期の期首において『退職給付に係る会計基準』を新たに採用した際に、退職給付債務の超過額(退職給付債務から年金資産の公正な評価額及び退職給与引当金を控除した残額)として算出されたものである。

(注3) 未認識数理計算上の差異について

未認識数理計算上の差異は、全て第 18 期に年金資産の期末予測額を公正な評価額が下回ったことにより発生したものである。

2. 第20期の経理処理に関する情報

(1) 退職給付債務の割引率 (第 19 期末) : 年 2.5%

(2) 第20期における勤務費用 : 450百万円

(3) 企業年金基金における年金資産の期待運用収益率 : 年 0.8%

(4) 当期における企業年金基金からの年金給付額 : 170 百万円

(5) 当期定年退職者への退職一時金支払額 : 96 百万円

(6) 当期における企業年金基金への掛金拠出額 : 60 百万円

- 3. 退職給付引当金の第20期末残高に関する情報
 - (1) 第 20 期末における退職給付債務の数理計算にあたり、退職給付債務の数理計算に用いた割引率を見直した ところ、割引率に変動が生じている。このため、割引率を年 2.5%から年 3.0%に変更し、当期末における退 職給付債務の金額は 14,320 百万円と計算された。
 - (2) ×23 年 3 月 31 日における年金資産の公正な評価額は、7,870 百万円であった。なお、第 18 期を除き前期 以前においては、簡便的に年金資産の期待運用収益率と実際運用収益率は等しかったものとする。

4. その他の情報

- (1) 未認識数理計算上の差異については、各事業年度における発生額を、その発生した事業年度から定額法(一 定の年数として10年間)で費用処理する方法を採用している。
- (2) 会計基準変更時差異については、発生年度における平均残存勤務期間にわたり定額法で費用処理する方法 を採用している。なお、当社の平均残存勤務期間は、ここ数年10年で一定である。
- (3) 解答にあたっては下記のワークシートを利用してもよい。

・ワークシート

(単位:百万円)

	#1 *	退職約	合付	年金給付	退職一時金	期末	数理計算上	期末
	期首	費月	Ħ	掛金拠出額	支払額	(予測)	の差異	(実績)
退職給付債務	(14, 000)	S()	Р	P	()		(14, 320)
退職給付債務		I()					
he A Vist str	8,000	R		С			()	7, 870
年 金 資 産				P()				
未積立退職給付債務	(6,000)	()			()		(6,450)
会計基準変更時差異	90	A ()					
未認識数理計算上の	80	A ()				()	()
差 異							A	
退職給付引当金	(5,830)	()			()		()

記号の説明

S: 勤務費用 I: 利息費用 R: 期待運用収益 A: 会計基準変更時差異及び未認識数理計算上差異の費用処理 額 P:退職年金又は退職一時金支給額 C:年金掛金拠出額

【解答上の留意事項】

- 1. 解答にあたっては、百万円単位で解答すること。したがって、百万円未満の端数は切り捨てて解答すること。
- 2. 金額がマイナス記入となる箇所については、数字の前に (Δ) を付すこと(例: $\Delta1,000$)。
- 3. 金額が記入されない箇所に関しては、【一】を記入すること。
- 4. 問題文に記載のある資料から判明しない事項は考慮しないこと。

【答案用紙】

(退職給付関係)

- 1 採用している退職給付制度の概要
 - ~ 記載省略 ~

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(×22年3月31日)	(×23年3月31日)
イ 退職給付債務(百万円)	記載省略	()
口 年金資産 (百万円)	記載省略	()
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ) (百万円)	記載省略	()
ニ 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	記載省略	()
ホ 未認識数理計算上の差異(百万円)	記載省略	()
へ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ) (百万円)	記載省略	()

3 退職給付費用に関する事項

		前事業年度	当事業年度
		(自×21年4月1日	(自×22年4月1日
		至×22年3月31日)	至×23年3月31日)
イ	勤務費用(百万円)	記載省略	()
口	利息費用 (百万円)	記載省略	(
ハ	期待運用収益(減算)(百万円)	記載省略	(
=	会計基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	記載省略	(
ホ	数理計算上の差異の費用処理額(減算)(百万円)	記載省略	()
^	退職給付費用(百万円)	記載省略	()

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		前事業年度	当事業年度
		(×22年3月31日)	(×23年3月31日)
イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
口	割引率 (%)	()	()
ハ	期待運用収益率 (%)	()	()
=	数理計算上の差異の処理年数 (年)	10	10
		(各事業年度の発生時の従	同左
		業員の平均残存勤務期間以	
		内の一定の年数による定額	
		法により按分した額をそれ	
		ぞれ発生した事業年度より	
		費用処理することとしてお	
		ります。)	
ホ	会計基準変更時差異の処理年数 (年)	10	同左

【解答】

(退職給付関係)

- 1 採用している退職給付制度の概要
 - ~ 記載省略 ~

2 退職給付債務に関する事項

	場場「日東初に区)の手架		
		前事業年度	当事業年度
		(×22年3月31日)	(×23年3月31日)
イ	退職給付債務(百万円)	記載省略	(△14, 320)
口	年金資産 (百万円)	記載省略	(7,870)
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ) (百万円)	記載省略	(△6, 450)
=	会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	記載省略	(75)
ホ	未認識数理計算上の差異 (百万円)	記載省略	(△47)
^	退職給付引当金(ハ+ニ+ホ) (百万円)	記載省略	(△6, 422)

3 退職給付費用に関する事項

		前事業年度	当事業年度
		(自×21年4月1日	(自×22年4月1日
		至×22年3月31日)	至×23年3月31日)
イ	勤務費用(百万円)	記載省略	(450)
口	利息費用 (百万円)	記載省略	(350)
ハ	期待運用収益(減算)(百万円)	記載省略	(△64)
Ξ	会計基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	記載省略	(15)
ホ	数理計算上の差異の費用処理額(減算)(百万円)	記載省略	(△3)
~	退職給付費用(百万円)	記載省略	(748)

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		前事業年度			当事業年度		
		(×:	22年3月31	日)	$(\times$	23年3月31	日)
イ	退職給付見込額の期間配分方法	;	期間定額基準			同左	
口	割引率(%)	(2.5)	(3.0)
ハ	期待運用収益率(%)	(0.8)	(0.8)
=	数理計算上の差異の処理年数 (年)		10			10	
		(各事)	業年度の発生	時の従		同左	
		業員の平均残存勤務期間以					
		内の一定の年数による定額					
		法により按分した額をそれ					
		ぞれ発生した事業年度より					
		費用処理	埋することと	してお			
		ります。)				
ホ	会計基準変更時差異の処理年数 (年)		10			同左	

【出題論点】

- 1. 退職給付に関する注記
- 2. 利息費用及び期待運用収益の計算
- 3. 数理計算上の差異発生額の算定及び各種差異の費用処理

【解説】(単位:円)

1. ×22年3月31日の残高に基づく会計処理

×23 年 3 月期においては、×22 年 3 月 31 日の各残高の金額をもとに勤務費用、利息費用、期待運用収益、期 首時点で存在している未認識差異等の費用処理を行うことになります。なお、仕訳は、退職給付債務、年金資産、 各種差異をすべて退職給付引当金勘定で、費用額ないし収益額を退職給付費用勘定にて行うことになります。

(1) 勤務費用の計上

勤務費用の計上により退職給付債務を増加させます。

(退 職 給 付 費 用) 450,000,000 (退 職 給 付 引 当 金) 450,000,000 退職給付債務

(2) 利息費用の計上

利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて求めます。なお、利息費用の計上により退職給付債務を増加させます。

(退 職 給 付 費 用) 350,000,000 (退 職 給 付 引 当 金) 350,000,000 _{退職給付債務}

※ 14,000,000,000 × 2.5% = 350,000,000 退職給付債務期首残高 割引率

(3) 期待運用収益の計上

期待運用収益の計上により年金資産を増加させます。

(退職給付引当金) 64,000,000 (退職給付費用) 64,000,000 年金資産

※ 8,000,000,000 × 0.8% = 64,000,000 年金資産期首残高 期待運用収益率

(4) 会計基準変更時差異の費用処理

『退職給付に係る会計基準』を新たに採用した際に、従来の未積立であった退職給付債務の金額(退職給付債務から年金資産及び退職給与引当金等を控除した残額)である会計基準変更時差異は、発生年度から費用処理します。したがって、期首時点の未処理額はすでに4期分(第16期から第19期まで)費用処理されていることになりますので、残り6年で按分することになります。

なお、仕訳としては借方残高として生じた差異の費用処理になります。

(退職給付費用) 15,000,000 (退職給付引当金) 15,000,000 会計基準変更時差異

※ 90,000,000 ÷ 6年 = 15,000,000

(5) 未認識数理計算上の差異の費用処理

問題文の指示により当社は、未認識数理計算上の差異を発生年度から費用処理を開始します。したがって、期首時点の残高はすでに2期分(第18期及び第19期)費用処理されていることになりますので、残り8年で按分することになります。

なお、仕訳としては借方残高として生じた差異の費用処理になります。

(退職給付費用) 10,000,000 (退職給付引当金) 10,000,000 未認識数理計算上の差異

※ 80,000,000 ÷ 8年 = 10,000,000

2. 期中における会計処理

(1) 年金給付の支払

年金給付の支払については、退職給付債務と年金資産がともに減少するため、仕訳は必要ありませんが、 あえて行うと以下のとおりとなります。内容としては、借方残高の年金資産と貸方残高の退職給付債務の相 殺です。

(退職給付引当金) 170,000,000 (退職給付引当金) 170,000,000 退職給付債務 年金資産

(2) 退職一時金の支払い

退職一時金制度による退職者への退職一時金の支給を行っているため、退職給付債務が減少します。なお、 退職一時金の支給は、当社が直接支給を行うため、年金資産に減少はありません。したがって、退職給付債 務を減少させる仕訳が必要になります。

(退職給付引当金) 96,000,000 (現 金 預 金) 96,000,000 退職給付債務

(3) 企業年金基金への掛金の拠出

掛金の拠出を行っているので、期中に年金資産を増加させる仕訳が必要になります。

(退職給付引当金) 60,000,000 (現 金 預 金) 60,000,000 _{年金資産}

3. ×23 年 3 月 31 日における会計処理

×23 年 3 月 31 日においては、退職給付債務、年金資産を実績値に修正するとともに、修正額と同額の未認識数理計算上の差異を把握することになります。なお、本間では未認識数理計算上の差異は発生年度から費用処理することになっていますので、この時点で把握した差異の金額を一定の年数(本間では 10 年)で費用処理します。

(1) 退職給付債務に係る未認識数理計算上の差異

退職給付債務は、期末予測が 14,534,000,000 (= 14,000,000,000 + 450,000,000 + 350,000,000 - 170,000,000-96,000,000) でしたが、期末実績は 14,320,000,000 になっています。すなわち、期末予測よりも期末実績が 214,000,000 減少しています。ところが、当該減少額は全額をただちに費用処理しません(遅延認識)。そのため、同額の未認識数理計算上の差異を把握し、一定の年数(本間では 10 年)に基づく定額法により費用処理(本間では費用のマイナス計上)します。期末予測と期末実績との差額については仕訳の必要はありませんが、あえて仕訳を行うとすれば、以下のような仕訳が必要になります。なお、下記 2 段目の当期発生差異の費用処理の仕訳は必要になります。

(退職給付引当金) 214,000,000 (退職給付引当金) 214,000,000 退職給付債務 未認識数理計算上の差異

(退職給付引当金) 21,400,000 (退職給付費用) 21,400,000 未認識数理計算上の差異

% 214,000,000 ÷ 10年 = 21,400,000

(2) 年金資産に係る未認識数理計算上の差異

年金資産は、期末予測が 7,954,000,000 (=8,000,000,000+64,000,000-170,000,000+60,000,000) でしたが、期末実績は 7,870,000,000 になっています。すなわち、期末予測よりも期末実績が 84,000,000 減少しています。ところが、当該減少額も上記の退職給付債務同様にただちに費用処理しません。そのため、同額の未認識数理計算上の差異を把握し、一定の年数(本間では 10 年)に基づく定額法により費用処理します。期末予測と期末実績との差額については仕訳の必要はありませんが、あえて仕訳を行うとすれば、以下のような仕訳が必要になります。なお、下記 2 段目の当期発生差異の費用処理の仕訳は必要になります。

(退職給付引当金) 84,000,000 (退職給付引当金) 84,000,000 未認識数理計算上の差異 年金資産

(退職給付費用) 8,400,000 (退職給付引当金) 8,400,000 未認識数理計算上の差異

% 84,000,000 ÷ 10年 = 8,400,000

4. ワークシート

(単位:百万円)

	#n Y'	退職給付	年金給付	退職一時金	期末	数理計算上	期末
	期首	費用	掛金拠出額	支払額	(予測)	の差異(*)	(実績)
、H FDM 4/A [上] (主 文/b	(14, 000)	S(450)	P 170	P 96	(14, 534)	214	(14, 320)
退職給付債務		I(350)					
her A Yhr str	8,000	R 64	C 60		7, 954	(84)	7, 870
年 金 資 産			P(170)				
未積立退職給付債務	(6,000)	(736)	60	P 96	(6, 580)		(6, 450)
会計基準変更時差異	90	A(15)			75		75
未認識数理計算上の	80	A(10)			70	(130)	(47)
差 異						A 13	
退職給付引当金	(5, 830)	(761)	60	96	(6, 435)	13	(6, 422)

(*) 未認識数理計算上の差異の把握金額、費用処理額は、退職給付債務から生じたものと、年金資産から生じた ものを相殺し、純額表示しています。

記号の説明

S: 勤務費用 I: 利息費用 R: 期待運用収益 A: 会計基準変更時差異及び未認識数理計算上差異の費用処理 額 P:退職年金又は退職一時金支給額 C:年金掛金拠出額

5. 注記

(1) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務に関する事項は、期末の退職給付引当金の内訳を示しています。したがって、4. ワークシ ートの期末(実績)の金額を記入することになります。なお、引当金の構成要素のうち、貸方残高となるも のがマイナス、借方残高となるものがプラスで表示されます。

(2) 退職給付費用に関する事項

退職給付費用に関する事項は、仕訳ないしはワークシートにおいて退職給付費用とした金額を記入するこ とになります。なお、退職給付費用の金額を記入するので、仕訳を行った際に借方となるものがプラス、貸 方となるものがマイナスで表示されます。

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

問題文を読んで、適切な率を記入してください。なお、退職給付債務にかかる割引率が、当期より変更さ れているので気をつけて下さい。

問題2 税効果会計関係

以下の資料に基づき、個別財務諸表における税効果会計に関する注記を完成させなさい。

【前提】

- 1. 当社は、東京証券取引所第1部の上場企業である。
- 2. 当社の事業年度は、当期が第100期(×22年4月1日~×23年3月31日)である。
- 3. 法人税等の法定実効税率は41.8%とする。なお、ここ数年来税率の変更はない。
- 4. 当社の繰延税金資産の回収可能性については、『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い (監査委員会報告第66号)』に照らして判断を行っている。同取扱いに基づくと、当社は「業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」であると判定されている。したがって、一時差異等のスケジューリング結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があると判断出来るものとする。

【資料】

1. 当期の業績等

- (1) 当期の税引前当期純利益は 2,000,000,000 円であり、税引後当期純利益は 1,050,921,642 円であった。 なお、法人税等に含まれている住民税均等割等の金額は 44,500,000 円である。
- (2) 法人税等の金額には、住民税均等割の他に事業税(所得割、地方法人特別税含む、全て翌期納付)が 195,859,000 円含まれている。また、前期において法人税等として計上した事業税 142,000,000 円については、全て当期に納付済みである。なお、事業税の資本割、付加価値割は考慮しない。

2. 有価証券に関する資料

- (1) 当社は、前期以前よりA社株式(保有目的区分:その他有価証券)を保有している。A社株式の取得原価は、100,000,000円であり、前期末の時価は106,000,000円、当期末の時価は113,000,000円であった。
- (2) 当社は、前期以前より非上場企業であるC社の株式(保有目的区分:関係会社株式)を保有している。なお、当期にC社の存在する地区で災害が生じ、C社の財政状態が著しく悪化したため、当社は取得原価100,000,000円に対し60%の評価損を計上し、有税で処理した。なお、当該評価損に係る繰延税金資産はスケジューリングが不能な一時差異として扱う。

3. 人件費に関する資料

(1) 当社の人件費に係る前期末及び当期末における貸借対照表計上額は、下記のとおりである。

(単位:円)

	第 99 期	第 100 期
	事業年度末残高	事業年度末残高
未払給料	28, 000, 000	31, 000, 000
従業員賞与引当金	72, 000, 000	75, 000, 000
役員賞与引当金	100, 000, 000	125, 000, 000
退職給付引当金	1, 400, 000, 000	1, 480, 000, 000
役員退職慰労引当金	420, 000, 000	350, 000, 000

- (2) 上記資料のうち、従業員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金については、支給時期が予測 可能であり、支給時において税務上損金算入が認められるため、一時差異に該当する。
- (3) 役員賞与引当金については、支給時においても税務上損金算入が認められないため、永久差異として扱う。
- (4) 当期減少分のうち、支給に関するものは前期の見込みと同額であった。また、会社負担の社会保険料は簡便的に無視するものとする。

4. 貸倒引当金に関する資料

(1) 当社の売上債権に対する貸倒引当金の貸借対照表計上額は、下記のとおりである。

(単位:円)

		(+1-1-7 + 1 1)
	第 99 期	第 100 期
	事業年度末残高	事業年度末残高
売上債権(一般債権)に対する貸倒引当金	80, 000, 000	90, 000, 000
売上債権(貸倒懸念債権)に対する貸倒引当金		5, 000, 000

- (2) 売上債権(一般債権)に対する貸倒引当金については、毎期洗替法により会計処理している。なお、前期における貸倒引当金繰入超過額は15,000,000円であり、当期に全額損金算入が認められている。また、当期における貸倒引当金繰入超過額は20,000,000円である。
- (3) 売上債権(貸倒懸念債権)に対する貸倒引当金については、その全額について損金算入が認められなかった。なお、当該売上債権に関する回収時期は不明である。

5. 固定資産に関する資料

- (1) 当社は、前期末において賃貸用土地について、減損会計を適用している。なお、前期において計上した減損損失の金額は400,000,000円であった。
- (2) 前期末時点及び当期末時点において、減損会計の適用対象となった土地の処分にかかる事業計画は作成されていなかった。したがって、当該減損損失に係る繰延税金資産はスケジューリングが不能な一時差異として扱う。
- (3) 上記土地のうち一部を当期中に売却した。これに伴い、前期において損金算入が認められなかった減損損失の金額のうち、59,900,000円の損金算入が認められた。なお、残りの土地について、処分する予定時期等は不明である。
- (4) 当期末においては、減損会計の適用の必要性は生じていなかった。
- 6. 永久差異に関する資料 (その他資料より判明するものを除く) 当期に発生した永久差異として以下の金額を申告調整している。

(単位:円)

項目	金額
交際費等の損金不算入額	46, 200, 000
受取配当等の益金不算入額	12, 100, 000

【解答上の留意事項】

1. 「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」の項目については、以下の【語群】から適切な ものを選び解答すること。なお、同じものを複数回使用してもよい。

【語群】

貸倒引当金 未払事業税等 関係会社株式評価損 有価証券評価益 有価証券利息 未払費用 未払給料 従業員賞与引当金

役員賞与引当金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 減損損失 その他有価証券評価差額金 交際費 受取配当金等 評価性引当額

- 2. 解答にあたっては、千円単位で記入すること。したがって、千円未満の端数は切り捨てて解答すること。
- 3. 不要な解答箇所には「一」を記入すること。
- 4. 金額や比率 (%) がマイナス記入となる箇所については、数字の前に【 \triangle 】を付すこと (例: \triangle 1,000)。
- 5. 比率(%)の解答にあたっては、%表示で、小数点以下第2位を四捨五入したものを記入すること。
- 6.【資料】から判明しない事項は考慮する必要はない。

	当事業年度						
	(×23年3月31日)						
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	の主	な原因別の)内訳			
	繰延税金資産 (流動)			(千円)			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	繰延税金資産小計		()			
	評価性引当額		()			
	繰延税金資産合計		()			
	繰延税金資産(固定)						
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	())			
	繰延税金資産小計		()			
	評価性引当額		()			
	繰延税金資産合計		()			
	繰延税金負債(固定)						
	())			
	繰延税金負債合計)			
	繰延税金資産の純額		()			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の活	5人税	等の負担	率との差異の原因とな			
-2	た主な項目別の内訳			(%)			
	法定実効税率		()			
	(調整)						
	交際費等永久に損金に算入されない項	目	()			
	役員賞与引当金		()			
	受取配当金等永久に益金に算入されな	い項	目 ()			
	評価性引当額		()			
	住民税均等割等		()			
	その他		()_			
	税効果会計適用後の法人税等の負担率)			

	当事業年度						
	(×23年3月31日)						
1	繰延	E税金資産及び繰延税金負債の発生	ミの主	な原因別	の内訳		
	繰延	E税金資産 (流動)			(千円	∃)	
	(貸倒引当金)	(10, 450)	
	(未払事業税等)	(81,869)	
	(従業員賞与引当金)	(31, 350)	
		繰延税金資産小計		(123, 669)	
		評価性引当額		(△2,090)	
		繰延税金資産合計		(121, 579)	
	繰延	E税金資産(固定)					
	(関係会社株式評価損)	(25, 080)	
	(減損損失)	(142, 161)	
	(退職給付引当金)	(618, 640)	
	(役員退職慰労引当金)	(146, 300)	
		繰延税金資産小計		(932, 181)	
		評価性引当額		($\triangle 167, 241$)	
		繰延税金資産合計		(764, 940)	
	繰延	E税金負債 (固定)					
	(その他有価証券評価差額金)	(△5, 434)	
		繰延税金負債合計		(△5, 434)	
		繰延税金資産の純額		(759, 506)	
2	法定	至実効税率と税効果会計適用後の済	去人税	1等の負担	担率との差異(の原因とな	
-	た主	こな項目別の内訳			(%	5)	
	法定	三実効税率		(41.8)	
	(訓]整)					
	交際	養費等永久に損金に算入されない項	頁目	(1.0)	
	役員	貨与引当金		(2.6)	
	受耶	文配当金等永久に益金に算入された	い項	目 ($\triangle 0.3$)	
	評価	5性引当額		(0.1)	
	住民	R 税均等割等		(2. 2)	
	その)他		(0.1)	
	税效	か果会計適用後の法人税等の負担率	<u> </u>	(47.5)	

【出題論点】

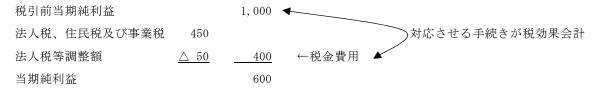
- 1. 税効果の計算
- 2. 繰延税金資産の回収可能性
- 3. 税効果会計に関する注記
- 4. 税率差異調整の注記

【解説】

1. 税効果の計算

税務上の課税所得は、会計上の利益を基礎とし、これに申告調整を行って算定します。この申告調整により会計上の利益と課税所得にズレが生じます。このズレに見合う税金の額を調整し税金費用の金額を会計上の利益に対応させた金額にするための手続が税効果会計です。

(例)



上記のズレの金額のことを差異といいますが、税効果会計においては差異のすべてを調整するのではなく、 将来、会計上の利益計算と課税所得の計算のズレが解消するもののみを対象とします。そのため、差異は永久 差異と一時差異に分類されます。さらに一時差異は、課税所得計算への影響により将来減算一時差異と将来加 算一時差異に分類されます。差異の内容は以下のとおりとなります。

- ① 永 久 差 異:申告調整される項目のうち、会計上と税務上の差異が将来において解消されないものをいいます。(具体例:交際費等の損金不算入額、受取配当等の益金不算入額)
- ② 将来減算一時差異:会計上と税務上の差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つものをいいます。(具体例:貸倒引当金・退職給付引当金等の引当金の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等)
- ③ 将来加算一時差異:会計上と税務上の差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つものをいいます。(具体例:積立金方式により圧縮積立金を計上した場合、租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合等)

上記の差異のうち、一時差異に相当する金額の多くは別表五(一)に集約されます(なお、未払事業税に関する部分は納税充当金に含まれてしまうため、事業税部分のみを別途把握することになります)。そこで、別表五(一)の残高に対して実効税率を乗ずることにより繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を求めることになります。算式は以下のとおりとなります。

- A 繰延税金資産=将来減算一時差異×法定実効税率
- B 繰延税金負債=将来加算一時差異×法定実効税率

2. 繰延税金資産の回収可能性

将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上できるか否かの検討にあたっては、当該資産が将来の税金 負担額を軽減する効果を有するか否かの判断が極めて重要になります。当該判断を行う、実務上の指針として 『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』(監査委員会報告第66号(以下、『第66号』とす る))が公表されています。

(1) スケジューリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性について

『第 66 号』では、繰延税金資産を計上する将来減算一時差異について、原則として、その損金算入時期が明確なもののみ、繰延税金資産の計上を認めています。すなわち、期末に、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、税務上損金又は益金算入の要件を充足することが見込めない場合には、当該一時差異は税務上の損金又は益金算入時期が明確でないため、スケジューリングが不能な一時差異となります。このようなスケジューリングが不能な一時差異のうち、将来減算一時差異については、原則として、税務上の損金算入時期が明確になった時点で、繰延税金資産を計上できることとなります。

例えば、破産更生債権等に個別引当による貸倒引当金を計上した場合は、回収・債権放棄等により当該貸倒引当金が損金算入される時期が明確にならない限り、この将来減算一時差異に係る繰延税金資産は計上できません。また、本間における関係会社株式の売却時期、減損損失の対象となった土地の売却時期も不明なことから、将来減算一時差異に繰延税金資産は計上できません。

本問では、以下の項目については、将来減算一時差異が生じているものの、その損金算入時期が明確ではない、スケジューリングが不能な一時差異として、当該差異に係る繰延税金資産は計上しないこととなります。

・貸倒引当金 (流動) : 5,000,000円

·関係会社株式評価損(固定): 60,000,000円

・減損損失(固定): 340,100,000円(400,000,000円-59,900,000円)

(なお、前期においては400,000,000円)

なお、繰延税金負債については、当該規定に服さないため、本間のように売却予定がない場合であっても、 原則として、繰延税金負債を計上することとなります(ただし、『個別財務諸表における税効果会計に関する 実務指針第24項』)。

(2) 会社区分について

繰延税金資産は、将来、課税所得を減額させる効果を持つ一時差異について計上するため、一時差異が解消される将来年度には課税所得がプラスの値で計上される見込みがなければなりません。この点について、『第66号』は、会社を6つに分類して、その回収可能性の範囲内で繰延税金資産の計上を認めています(『第66号』5.(1))。本問においては、「業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」であると判定されています。よって、一時差異等のスケジューリング結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があると判断できることになります。

(3) 退職給付引当金について

退職給付引当金に係る将来減算一時差異は、スケジューリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異となりますが、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有します。これらの将来減算一時差異に関しても、上記会社区分に応じて回収可能性を判断することになります。本間においては、「業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」であると判定されているため、その回収可能性があると判断できることになります。

(4) 役員退職慰労引当金について

役員退職慰労引当金は、権利確定時または実際の支給時に損金計上されるため、将来減算一時差異となり、 繰延税金資産の回収可能性が問題となります。従って、繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来減算一時 差異の将来解消見込年度のスケジューリングを実施した上で、『第 66 号』の会社区分に応じて判断すること になり、本間においては、「業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課 税所得がない会社等」であると判定されており、【資料】 3. (2)により支給時期も予測可能(スケジューリ ング可能)であるため、その回収可能性があると判断できることになります。

(5) 役員賞与引当金について

会計上費用処理された役員賞与(役員賞与引当金繰入を含む)のうち、将来にわたって損金算入されない ものは、将来減算一時差異に該当しないため、税効果会計の対象にはならないことに留意が必要です。

これらを反映すると、本問における繰延税金資産及び繰延税金負債の金額(Dの列に示してあります)は 以下のようになります。なお、△は将来加算一時差異を示しています。

(単位:円)

						(十四:13)
項目	期首一時差異 (A)	期首税効果 (B)(*1)	期末一時差異 (C)	期末税効果 (D)(*2)	増減額 (D) - (B)	減算差異 or 加算差異
(流動項目)						
貸倒引当金	15, 000, 000	6, 270, 000	(*4) 25, 000, 000	10, 450, 000	4, 180, 000	減算差異
未払事業税等	142, 000, 000	59, 356, 000	195, 859, 000	81, 869, 062	22, 513, 062	減算差異
従業員賞与引当金	72, 000, 000	30, 096, 000	75, 000, 000	31, 350, 000	1, 254, 000	減算差異
(固定項目)						
退職給付引当金	1, 400, 000, 000	585, 200, 000	1, 480, 000, 000	618, 640, 000	33, 440, 000	減算差異
役員退職慰労引当金	420, 000, 000	175, 560, 000	350, 000, 000	146, 300, 000	△29, 260, 000	減算差異
固定資産 (減損損失)	400, 000, 000	167, 200, 000	340, 100, 000	142, 161, 800	△25, 038, 200	減算差異
関係会社株式		_	60, 000, 000	25, 080, 000	25, 080, 000	減算差異
その他有価証券評価差 額金(*3)	△6,000,000	△2, 508, 000	△13, 000, 000	△5, 434, 000	△2, 926, 000	加算差異

合計 29,242,862

うち、評価差額(純資産直入)調整額 △2,926,000

うち、評価性引当額増減額 2,131,800 *5

差引:法人税等調整額 ____30,037,062

- *1 期首一時差異×41.8%
- *2 期末一時差異×41.8%
- *3 期末/期首時価-取得原価
- *4 一般債権 20,000,000+貸倒懸念債権 5,000,000=25,000,000
- *5 貸倒引当金 2,090,000 (貸倒懸念債権 5,000,000×41.8%) +固定資産△25,038,200 +関係会社株式 25,080,000=2,131,800

また、本問を解答する上では直接関係ありませんが、損益計算書における法人税等調整額の金額は、繰延税金を増減させる際の相手勘定であるため、貸倒引当金(一般債権のみ、流動)、未払事業税、従業員賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の「増減額」を集計することになります。上記の表においては「差引:法人税等調整額」として示しています。なお、評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、当該評価差額を相手勘定として計上するため、「増減額」は法人税等調整額の金額には含まれません。また、「評価性引当額増減額」が存在する場合、その増減額も繰延税金資産が計上されない金額であるため、法人税等調整額の金額に含まれませんのでご注意して下さい。

3. 税効果会計に関する注記

税効果会計に関する注記は、上記の表から期末の税効果額(D)を参照して記入していきます。なお、注記の方法は様々なパターンが認められておりますが、少なくとも繰延税金資産と繰延税金負債は区分して記入を行います。また、繰延税金資産と繰延税金負債は、貸借対照表上これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産または投資その他の資産として、繰延税金負債は流動負債または固定負債として表示し、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示することになっています。そのため、注記においても相殺された金額を開示することになります。

本問においては、固定項目について相殺が行われるので、相殺された金額を開示することになります。

4. 税率差異調整の注記

本来、税効果会計を適用した場合には、税引前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額加減後)の割合は、法定実効税率の割合で一致します。しかし、①交際費等の損金不算入額など税効果会計の対象とならない永久差異がある場合、②別表一(一)で法人税が控除される項目(具体例:試験研究費の税額控除)や住民税均等割がある場合、③評価性引当額のように一時差異でありながら、繰延税金資産が計上されないもの(法人税等調整額が発生しないもの)が存在する場合等、会計上の利益の額と関係なく法人税等の額が増加または減少する項目が存在する場合には、税引前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額加減後)の割合は、法定実効税率の割合と一致しません。

そこで、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異がある場合、その差異の原因を示すことになります(ただし、その差異が法定実効税率の100分の5以下である場合には、注記を省略することができます)。

当該注記は、税引前当期純利益に対する割合で差異の原因を示すことになるので、以下のように計算することになります。

① 永久差異

永久差異は法定実効税率を乗じた後の金額が、法人税等として増加または減少しているので、当該永久差異の金額に法定実効税率を乗じた金額を税引前当期純利益で除して算定します。本問においては、役員賞与引当金、交際費等及び受取配当金等が該当します。

② 別表一(一)で法人税が控除される項目、住民税均等割

別表一(一)で法人税が控除される項目、住民税均等割額は当該金額がそのまま法人税等として減少または 増加しているため、調整割合は当該金額を税引前当期純利益で除して算定します。

③ 評価性引当額

評価性引当額は、永久差異と同様に対象となる一時差異の金額に法定実効税率を乗じた金額が、法人税等として増加しているので、調整割合は当該一時差異の金額に法定実効税率を乗じた金額(すなわち評価性引当額の金額)を税引前当期純利益で除して算定します。

また、前期以前に評価性引当額が存在する場合には、評価性引当額の増減額が「申告調整したものの繰延税 金資産が増減しない金額」となるので、調整割合は当該増減額を税引前当期純利益で除して算定します。

本問においては、減損損失、関係会社株式、貸倒懸念債権に係る貸倒引当金が該当します。

法定実効税率 41.8% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0% *1 役員賞与引当金 2.6% *2 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 0.3\% *3$ 評価性引当額 0.1% *4 住民税均等割等 2.2% *5 その他 0.1% *6 税効果会計適用後の法人税等の負担率 47.5% *7

- *1 46, 200, $000 \times 41.8\% \div 2,000,000,000 \div 1.0\%$
- *2 125,000,000 \times 41.8% \div 2,000,000,000 \doteqdot 2.6%
- *3 12,100,000×41.8%÷2,000,000,000≒0.3% 当該項目は、法人税等が減額された金額であるため、マイナスの調整を行います。
- *4 2,131,800÷2,000,000,000 **=** 0.1 評価性引当額の増減額
- *5 44, 500, $000 \div 2$, 000, 000, $000 \div 2$. 2%
- *6 47.5% (*7) (41.8% + 1.0% (*1) + 2.6% (*2) 0.3% (*3) + 0.1% (*4) + 2.2% (*5)) = 0.1%
- *7 (2,000,000,000-1,050,921,642) \div 2,000,000,000 \Rightarrow 47.5% 法人税等 (法人税等調整額加減後) の金額

問題3 1株当たり情報(連結)

以下の資料に基づき、連結財務諸表における1株当たり情報に関する注記を完成させなさい。

【解答上の留意事項】

- 1. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の記載にあた っては、銭未満の端数を四捨五入して解答すること。
- 2. 1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎の記載にあたっては、 千円未満及び千株未満の端数を切り捨てて解答すること。
- 3. 金額や株式数の記載が不要な箇所には「一」を記載すること。
- 4.【資料】から判明しない事項は考慮する必要はない。

【前提】

- 1. 当社は、東京証券取引所第1部の上場企業である。
- 2. 当社グループの連結会計年度は、当期が第11期(×22年4月1日~×23年3月31日)である。なお、連結 グループには、当社以外に連結子会社S社があるが、各社の事業年度は連結会計年度と一致している。
- 3. 当社グループは普通株式以外の株式を発行していない。
- 4. 法定実効税率は、40.0%とする。
- 5. 1年は365日とし、当社は日数に応じた期中平均株式数を算定する方法を採用している。

【資料】

1. 当期末の純資産(連結)に関する情報(単位:円)

	当連結会計年度
	(×23 年 3 月 31 日)
株主資本	
資本金	1,800,000,000
資本剰余金	1,500,000,000
利益剰余金	5, 399, 000, 000
自己株式	△257, 000, 000
株主資本合計	8, 442, 000, 000
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	486, 000, 000
評価・換算差額等合計	486, 000, 000
新株予約権	15, 000, 000
少数株主持分	7, 200, 000
純資産合計	8, 950, 200, 000

2. 当期における発行済株式総数及び自己株式数の推移に関する情報

(1) 当社に関する情報

月	目	更新日までの日数	発行済株式数	自己株式数
4	1	122 目	10,000,000 株	0 株
8	1	212 目	10,200,000 株(注 2)	0 株
3	1		10, 200, 000 株	250,000 株

- (注1) 新株発行の効力が発生した日(ないし自己株式を取得した日)に更新している。
- (注2) 増加分は、新株予約権の行使(4.①参照)に伴うものである。

(2) 連結子会社 S社に関する情報

月	目	更新日までの日数	発行済株式数
4	1	183 目	500,000 株
10	1		750,000 株

- (注) 新株発行の効力が発生した日に更新している。
- 3. 連結子会社S社による当社株式の取得に関する情報
 - (1) 連結子会社S社による当社株式の取得状況

月	日	更新日までの日数	保有株式数
4	1	334 日	0 株
3	1		50,000 株

- (2) 当社によるS社株式の持分割合は90%である。
- 4. 新株予約権に関する情報

当社は、当期末時点で以下のような新株予約権を発行しており、その条件等は以下のとおりである。

① 第1回新株予約権

発行日:×21年12月1日

目的となる株式の数:1,000,000 株 (うち、200,000 株分は、当期8月1日に権利行使され、新株発行を行っている。)

1株当たりの権利行使価格:900円

② 第2回新株予約権

発行日:×22年4月1日

目的となる株式の数:500,000株(期末日までに権利行使された事実はない。)

1株当たりの権利行使価格:1,200円

なお、発行日から直ちに権利行使可能なものとして期中平均株式数の計算を行うものとする。

5. 転換社債型新株予約権付社債に関する情報

当社は、当期末時点で以下のような転換社債型新株予約権付社債を発行しており、その条件等は以下のとお りである。

① 第1回転換社債型新株予約権付社債

発行日: ×20年4月1日

発行価額 (額面金額): 47,500,000 円 目的となる株式の数: 50,000 株 950 円 1株当たりの転換価格:

利率:年3.0% 会計処理:一括法

② 第2回転換社債型新株予約権付社債

発行日: ×21年10月1日

発行価額 (額面金額): 880,000,000 円 目的となる株式の数: 800,000株 1株当たりの転換価格: 1,100円

利率:年5.0% 会計処理:一括法

なお、当期末までに新株予約権が行使された事実はない。

6. その他解答に必要な情報

- (1) 当社グループの当期純利益は337,720,000円である。
- (2) 当社の期首から期末までの期中平均株価は1,100円/株であった。
- (3) 当社の期首から新株予約権の権利行使時までの期中平均株価は1,180円/株であった。

【答案用紙】

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 ×21 年 4 月 1 日 至 ×22 年 3 月 31 日	当連結会計年度 (自 ×22年4月1日 至 ×23年3月31日)				
1株当たり純資産額	記載省略	1株当たり純資産額	(円)
1株当たり当期純利益金額	記載省略	1株当たり当期純利益金額	(円)
潜在株式調整後1株当たり当期	記載省略	潜在株式調整後1株当たり当期	(円)
純利益金額		純利益金額			

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり であります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 ×21年4月1日	(自 ×22 年 4 月 1 日
	至 ×22年3月31日)	至 ×23 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	記載省略	()
普通株主に帰属しない金額 (千円)	記載省略	()
普通株式に係る当期純利益(千円)	記載省略	()
期中平均株式数 (千株)	記載省略	()
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	記載省略	()
(うち支払利息(税額相当額控除後))	記載省略	()
普通株式増加数 (千株)	記載省略	()
(うち新株予約権)	記載省略	()
(うち転換社債)	記載省略	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	記載省略	記載省略
たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の		
概要		

【解答】

(1株当たり情報)

前連結会計年度		当連結会計年度		
(自 ×21年4月1日		(自 ×22 年 4 月 1 日		
至 ×22年3月31日)		至 ×23 年 3 月 31 日)		
1株当たり純資産額	記載省略	1株当たり純資産額	(901.36円)	
1株当たり当期純利益金額	記載省略	1株当たり当期純利益金額	(33.41円)	
潜在株式調整後1株当たり当期	記載省略	潜在株式調整後1株当たり当期	(32.81円)	
純利益金額		純利益金額		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり であります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 ×21年4月1日	(自 ×22年4月1日
	至 ×22年3月31日)	至 ×23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	記載省略	(337, 720)
普通株主に帰属しない金額(千円)	記載省略	(–)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	記載省略	(337, 720)
期中平均株式数 (千株)	記載省略	(10, 108)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	記載省略	(855)
(うち支払利息(税額相当額控除後))	記載省略	(855)
普通株式増加数 (千株)	記載省略	(211)
(うち新株予約権)	記載省略	(161)
(うち転換社債)	記載省略	(50)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当	記載省略	記載省略
たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の		
概要		

【出題論点】

- 1. 1株当たり純資産額の算定
- 2. 1株当たり当期純利益金額の算定
- 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定
- 4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

【解説】(単位:円)

1. 1株当たり純資産額の算定

1株当たり純資産額の算定は、普通株式に係る期末の純資産額を期末の普通株式(普通株式と同等の株式を含む。以下同じ。)の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定します。連結財務諸表においては、自己株式数の算定にあたり、子会社が保有する親会社株式につき、親会社持分に相当する株式数を自己株式数に含める点に注意して下さい(「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」)34項)。また、純資産額の算定にあたり、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する項目があるので注意が必要です(「適用指針」35項)。具体的には、以下の項目を、純資産の部の合計から控除します。

- ① 新株式申込証拠金
- ② 自己株式申込証拠金
- ③ 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る 資本金及び資本剰余金の合計額)
- ④ 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
- ⑤ 新株予約権
- ⑥ 少数株主持分(連結財務諸表の場合)
- (1) 純資産額の算定

8,442,000,000 + 486,000,000 = 8,928,000,000 株主資本合計 評価・換算差額等合計

(2) 期末の普通株式数

10,200,000 株

※ 子会社が発行している株式については、一切考慮する必要はありません。

(3) 期末の自己株式数

250,000 株 + 50,000 株 × 90% = 295,000 親会社株式 持分割合

※ 子会社が保有する親会社株式のうち、親会社持分に相当する株式は自己株式になります。

(4) 算定

 $(1) \div \{(2) - (3)\} = 901.362$

- 2. 1株当たり当期純利益金額の算定
 - (1) 普通株式に係る当期純利益金額の算定

本問では、普通株式以外の株式は発行していないため、連結損益計算書の当期純利益をそのまま用います。 337,720,000

(2) 普通株式の期中平均株式数の算定

① 発行済株式

	発行済株式数	期末まで の期間	期中平均株式数
×22 年 4 月 1 日 期首残高	10,000,000 株	365 日	10,000,000 株
×22年8月1日	200,000 株	243 目	133, 151 株
×23 年 3 月 31 日 期末残高	10, 200, 000 株		10, 133, 151 株

又は

	発行済株式数	期間	期中平均株式数
×22 年 4 月 1 日~ ×22 年 7 月 31 日	10,000,000 株	122 日	3, 342, 466 株
×22年8月1日~	10 200 000 l /t:	949 🗆	6 700 695 l/t
×23 年 3 月 31 日	10, 200, 000 株	243 日	6, 790, 685 株
		365 目	10, 133, 151 株

② 自己株式

	自己株式数	期末まで の期間	期中平均自己株式数
×23年3月1日~	205 000 ##:	21 🗆	95 055 l /t:
×23 年 3 月 31 日	295,000 株	31 目	25, 055 株

③ ①-②=10,108,096株

(3) 算定

 $(1) \div (2) = 33.410$

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、もっとも希薄化した値を求めます。そのため、希薄化効果の高い潜在株式から順に考慮し、希薄化効果が無くなったところで計算を終了します。

(1) 潜在株式の希薄化効果

増加普通株式 1株当たりの

	当期純利益 調整額	_	普通株式 増加数		当期純利益 調整額	_	1株当たり 当期純利益	希薄化効果
	円		株		円		円	
第1回	0		161 910	.1.1	0.00	,	22 41	去子》(於 1 /上)
新株予約権	0		161, 318	*1	0.00	<	33. 41	有する(第1位)
第2回	0							有しない*2
新株予約権	U							有 しない*2
第1回転換社債型	855,000	Ψ2	50, 000	* 1	17.10 *5	/	33. 41	有する(第2位)
新株予約権付社債	833, 000	~ ∪	30, 000	*4	17.10 *3	\	33.41	有する(第2位)
第2回転換社債型	26, 400, 000	* 6	800, 000	↓ 7	33.00 *8	/	33. 41	有する(第3位)
新株予約権付社債	20, 400, 000	~()	800,000	T1	55.00 ↑ 6	\	33.41	有りの(第3世)

*1 新株予約権は、予約権行使後、ただちにその払込金額をもって普通株式の買い戻しを仮定します(「1株当たり当期純利益に関する会計基準」25、26項)。

そのため、以下の算式で市場に残る株式数を算定します。

- <権利未行使分>800,000 株×(1,100 円/株−900 円/株)÷1,100 円/株≒145,45 $\frac{5}{4.5}$ 株
- <権利行使分>200,000株×(1,180円/株-900円/株)÷1,180円/株≒47,457.6
- →この算式の意味するところは、一度行使価額で払い込まれ、その後時価で買い戻し、結果として市場に残る 株式数を普通株式増加数として算定しています。

さらに、期中平均株式数にしなければなりません。本間の場合、当期8月1日に権利行使がなされているため、 権利行使分については、4月1日から7月31日の日数分の株式数を算定することになります。

47, 458 株×122 目÷365 目 = 15, 86 $\frac{2}{2}$. 6

ゆえに、145,455株+15,863株=161,318株が増加株式数になります。

- *2 1株当たりの払込金額(1,200円)が期中平均株価(1,100円)を上回る場合、権利行使されることはないと考えられるので希薄化効果を有しないことになります。
- *3 税引後の当期純利益増加額(社債の転換により、利息の支払を免れる金額)を計算します。

 $47,500,000 \times 3.0\% \times (1-40.0\%) = 855,000$

法定実効税率

- *4 期首時点から発行しているため、目的となる株式の数(50,000株)がそのまま普通株式増加数となります。
- $*5 *3 \div *4 = 17.10$
- *6 税引後の当期純利益増加額(社債の転換により、利息の支払を免れる金額)を計算します。

880, 000, $000 \times 5.0\% \times (1-40.0\%) = 26,400,000$

法定実効税率

- *7 期首時点から発行しているため、目的となる株式の数(800,000株)がそのまま普通株式増加数となります。
- $*8 *6 \div *7 = 33.00$

(2) 算定

当期純利益	期中平均株式数	潜在株式調整後 1株当たり	
ヨ朔杷州盆調登領	青 世 休 八 培 加 教		
337, 720, 000 円	10, 108, 096 株	33.41 円	
0 円	161,318 株		
337, 720, 000 円	10, 269, 414 株	32.89 円	希薄化の増加
855,000 円	50,000 株		
338, 575, 000 円	10, 319, 414 株	32.81 円	希薄化の増加
26, 400, 000 円	800,000 株		
364, 975, 000 円	11, 119, 414 株	32.82 円	希薄化の減少
	当期純利益 + 当期純利益調整額 337, 720, 000 円 0 円 337, 720, 000 円 855, 000 円 338, 575, 000 円 26, 400, 000 円	当期純利益 + 当期純利益調整額 337,720,000 円 0 円 10,108,096 株 10,108,096 株 161,318 株 337,720,000 円 10,269,414 株 855,000 円 50,000 株 10,319,414 株 26,400,000 円 800,000 株	+ 当期純利益調整額+ 普通株式増加数1 株当たり 当期純利益337, 720, 000 円10, 108, 096 株 161, 318 株33. 41 円337, 720, 000 円10, 269, 414 株 50, 000 株32. 89 円855, 000 円50, 000 株32. 81 円338, 575, 000 円10, 319, 414 株 800, 000 株32. 81 円

ゆえに、32.81円が注記される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額となります。

4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、これまでの計 算過程をそのまま記載することになります。なお、記載の参考となる部分を指摘すると以下のとおりとなりま す。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	連結損益計算書上の当期純利益
普通株主に帰属しない金額 (千円)	当社は普通株式以外の株式が存在しな
	いため、該当するものはありません。
普通株式に係る当期純利益 (千円)	上記がない場合には、連結損益計算書
	上の当期純利益の金額となります。
期中平均株式数 (千株)	【解説】2. (2)③
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額 (千円)	下記の項目の累計を記入します。
(うち支払利息(税額相当額控除後))	【解説】3. (1)*3 なお、*6 は希薄
	化効果を有しないため含めません。
普通株式増加数 (千株)	下記の項目の累計を記入します。
(うち新株予約権)	【解説】 3. (1)*1
(うち転換社債)	【解説】3. (1)*4 なお、*7 は希薄

問題4 株主資本等変動計算書(個別)

以下の資料に基づき、個別財務諸表における株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書関係に関する注記について、①~②に当てはまる金額を解答しなさい。なお、金額がマイナスの箇所は金額の前に「 \triangle 」を付し、不要な箇所には「-」を付すこと。

【解答上の留意事項】

1.【資料】から判明しない事項は考慮する必要はない。

【前提】

- 1. 当社は、東京証券取引所第1部の上場企業である。なお、当社には連結子会社が存在しないため、連結財務 諸表は作成していない。
- 2. その他有価証券の評価基準及び評価方法は、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。
- 3. 自己株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法を採用している。
- 4. 当社が発行している株式は普通株式のみである。
- 5. 法定実効税率は40.0%とする。
- 6. 当社の事業年度は、当期が第11期(×22年4月1日~×23年3月31日)である。

【資料】

1. 前期末の純資産の金額(単位:円)

	前事業年度
	(×22年3月31日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	890, 000, 000
資本剰余金	
資本準備金	101, 250, 000
その他資本剰余金	10, 500, 000
資本剰余金合計	111, 750, 000
利益剰余金	
利益準備金	79, 350, 000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4, 110, 210, 000
利益剰余金合計	4, 189, 560, 000
自己株式	$\triangle 133,050,000$
株主資本合計	5, 058, 260, 000
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	720,000
評価・換算差額等合計	720,000
新株予約権	7, 112, 000
純資産合計	5, 066, 092, 000

- 2. 前期末の純資産に関する情報
 - (1) 発行済株式総数は7,000,000株であった。
 - (2) 自己株式数は 150,000 株であった。
 - (3) 発行している新株予約権は以下のとおりであった。なお、当該新株予約権は、ストック・オプションでは ない。また、自己新株予約権は存在しない。

内訳	新株予約権の目 的となる株式の 種類	新株予約権の目的 となる株式の数	金額	行使時の払込価額
第1回新株予約権	普通株式	192,000 株	2,304,000 円	1株当たり900円
第2回新株予約権	普通株式	400,000 株	4,808,000円	1株当たり900円

(4) 保有している投資有価証券はA社株式 (その他有価証券に分類) のみである。なお、取得原価は 15,000,000 円であり、保有株式数は125,000株であった。

3. 期中における純資産の変動に関する情報

- (1) ×22 年 6 月 25 日に一株あたり 20 円で繰越利益剰余金からの株主へ配当の決議を行っている。なお、これ に伴い利益準備金への繰入13,700,000円を行っている。
- (2) ×22 年8月1日に、第1回新株予約権につき、100,000 株分が権利行使され、新株発行を行っている。な お、新株発行に関する会計処理にあたっては、新株予約権の発行に伴う払込額(会社法第238条第1項第3 号) と新株予約権の行使に伴う払込金額(会社法第236条第1項第2号)の合計のうち、半額を資本金、残 額を資本準備金とする。
- (3) \times 22 年 11 月 1 日に、自己株式 10,000 株を 9,200,000 円にて処分している。
- (4) ×22 年 12 月 10 日、A 社株式を 25,000 株売却している。
- (5) ×23年1月15日に、自己株式12,000株を、10,200,000円にて取得している。

4. その他の情報

- (1) 期末時点におけるA社株式の時価は、1株当たり125円であった。
- (2) 税引後当期純利益の金額は、245,200,000円であった。

5. 株主資本等変動計算書

【株主資本等変動計算書】

(単位: 千円)

				(単位:	千円)
		前事業年度		当事業年度	
	(自	×21年4月1日	(自	×22年4月1	目
	至	×22年3月31日)	至	×23年3月3	1月)
株主資本					
資本金					
前期末残高		記載省略		890,	000
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		記載省略		(①)
当期変動額合計		記載省略		()
当期末残高		890, 000		()
資本剰余金					
資本準備金					
前期末残高		記載省略		101,	250
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		記載省略		()
当期変動額合計		記載省略		()
当期末残高		101, 250		()
その他資本剰余金					
前期末残高		記載省略		10,	500
当期変動額					
自己株式の処分		記載省略		(2)
当期変動額合計		記載省略		()
当期末残高		10, 500		()
資本剰余金合計					
前期末残高		記載省略		111,	750
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		記載省略		()
自己株式の処分		記載省略		()
当期変動額合計		記載省略		()
当期末残高		111, 750		()
利益剰余金					
利益準備金					
前期末残高		記載省略		79,	350
当期変動額					
剰余金の配当		記載省略		(3)
当期変動額合計		記載省略		()
当期末残高		79, 350		()

繰越利益剰余金 前期末残高	記載省略		/ 110 0	010
当期変動額	記 製 自 哈		4, 110, 2	10
ョ 州 多 助 領 剰 余 金 の 配 当	記載省略	(4)
当期純利益	記載省略	(<u>4</u>))
当期変動額合計	記載省略	(<u> </u>	
当期末残高	4, 110, 210	(
利益剰余金合計	1, 110, 210			
前期末残高	記載省略		4, 189, 5	660
当期変動額	10-19/ [2 7]		1, 100, 0	
剰余金の配当	記載省略	(6)
当期純利益	記載省略	(Ü)
当期変動額合計	記載省略	(
当期末残高	4, 189, 560	(
自己株式	, ,			
前期末残高	記載省略		△133,0)50
当期変動額				
自己株式の取得	記載省略	(7)
自己株式の処分	記載省略	(8)
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	△133, 050	()
株主資本合計				
前期末残高	記載省略		5, 058, 2	260
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	記載省略	(9	
剰余金の配当	記載省略	()
当期純利益	記載省略	()
自己株式の取得	記載省略	()
自己株式の処分	記載省略	()
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	5, 058, 260	()
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	記載省略		7	20
前期末残高				
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額	記載省略	(10)
(純額)				
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	720	(

評価・換算差額等合計				
前期末残高	記載省略		7	20
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額	記載省略	()
(純額)				
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	720	()
新株予約権				
前期末残高	記載省略		7, 1	12
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純	記載省略	(11))
額)				
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	7, 112	()
純資産合計				
前期末残高	記載省略		5,066	, 092
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	記載省略	()
剰余金の配当	記載省略	()
当期純利益	記載省略	()
自己株式の取得	記載省略	()
自己株式の処分	記載省略	(12)
株主資本以外の項目の当期変動額(純	記載省略	()
額)				
当期変動額合計	記載省略	()
当期末残高	5, 066, 092	()

6. 株主資本等変動計算書関係注記

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 ×21年4月1日 至 ×22年3月31日)

記載省略

当事業年度(自 ×22年4月1日 至 ×23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年	年度末 当事業年度		度	当事業年度			当事業年度末		
	株式数		増加株式数			洞	沙株式	数	株式数	
	(千株	₹)	(千株)			(千株)			(千株)	
発行済株式										
普通株式(注) 1	()	(13)	(14)	()
合計	()	()	()	()
自己株式										
普通株式(注) 2,3	()	(15)	(16)	()
合計	()	()	()	()

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 100 千株 であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権	「株予約権 新株予約権の目的となる株式の数(株)						\/\ =	当事業年度					
区分	新株予約権の内訳	の目的となる株式の種類	前事年度		当事年度	事業 増加		当事第		当事年度		7	事業年 末残高 千円)	i
	第1回新株予約権(注)1	普通株式	()	()	(17))	()	(18))
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	()	()	()	()	(19)
合計		_	()	()	()	()	()

(注)1. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
×22 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	()	(20)	×22年3月31日	×22年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 記載省略

【答案用紙】

1	2	3	4	
(5)	6	7	8	
9	10	11)	12	
13	(14)	15)	16	
17)	18	19	20	

【解答】

1)	45, 600	2	330	3	13, 700	4	△150, 700
(5)	245, 200	6	△137, 000	7	△10, 200	8	8, 870
9	91, 200	10	△420	11)	△1,200	12	9, 200
(13)	100	(14)	_	15)	12	16	10
17)	100,000	18	1, 104	19	4, 808	20	20

【出題論点】

- 1. 株主資本等変動計算書の作成
- 2. 株主資本等変動計算書関係の注記の作成
- 3. 配当に関する会計処理
- 4. 新株予約権の権利行使に関する会計処理
- 5. 自己株式に関する会計処理
- 6. その他有価証券に分類される有価証券の会計処理

【解説】(単位:円)

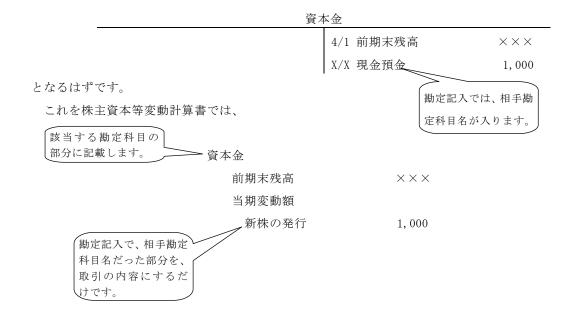
1. 株主資本等変動計算書の作成

株主資本等変動計算書の作成方法が良くわからないという方がいらっしゃいますが、記載されている内容の 本質が理解できればそれほど難しいことはありません。

イメージして頂きたいのは、単なる勘定記入と同じという点です。例えば、以下のような新株発行の仕訳が あったとします。

(現 金 預 金) 1,000 (資 本 金) 1,000

この場合の資本金勘定への記入は、



と表示します。つまり、勘定口座では貸借になっていたものを、単純に縦に並べて表示しているにすぎないわけです。したがって、純資産に関する仕訳さえできれば、株主資本等変動計算書は作成することができます。

2. 株主資本等変動計算書関係の注記の作成

財務諸表における株主資本等変動計算書関係の注記は、財務諸表等規則によると、

- ① 発行済株式に関する注記
- ② 自己株式に関する注記
- ③ 新株予約権等に関する注記
- ④ 配当に関する注記

を記載することになっています。

3. 配当に関する会計処理

本間では、繰越利益剰余金から剰余金の配当が行われています。なお、自己株式として保有している部分に対しては配当金は支払われることはありませんので注意して下さい。仕訳は以下のとおりとなります。

(繰越利益剰余金) 150,700,000※3 (利益準備金) 13,700,000※1

(未 払 配 当 金) 137,000,000※2

※1 問題文(3.(1))より

※2 (7,000,000 株-150,000 株)×20/株=137,000,000 自己株式

※3 貸方合計

上記の仕訳のうち、株主資本等変動計算書に登場するのは、「繰越利益剰余金」と「利益準備金」ですので、「剰余金の配当」という取引の内容を示した上で、「繰越利益剰余金」は減少の記入を、「利益準備金」は増加の記入を行います。

4. 新株予約権の権利行使に関する会計処理

本問では、第1回新株予約権の権利行使が行われています。権利行使は、100,000 株分、行使価額は1 株あたり900円なので、払込金額は90,000,000 (=100,000 株×900/株) となります。また、このとき株主資本に振り替えられる新株予約権は、1 株あたり12 (=2,304,000÷192,000 株) なので、1,200,000 (=100,000 株×12/株) となります。仕訳は以下のとおりとなります。

(現 金 預 金) 90,000,000 (資 本 金) 45,600,000% (新 株 予 約 権) 1,200,000 (資 本 準 備 金) 45,600,000%

※ (90,000,000+1,200,000)÷2=45,600,000 (問題文 (3. (2)) より)

上記の仕訳のうち、株主資本等変動計算書に登場するのは、「資本金」「資本準備金」「新株予約権」ですので、「新株の発行」という取引の内容を示した上で、「資本金」「資本準備金」は増加の記入を、「新株予約権」は減少の記入を行います。なお、「新株予約権」は株主資本以外の項目であるため、「株主資本以外の項目の当期変動額(純額)」に記入されます。

5. 自己株式に関する会計処理

(1) 自己株式の処分

本問では、自己株式の処分を行っています。自己株式の処分を行った場合には、処分の対価と自己株式の帳簿価額の差額は、その他資本剰余金として処理します(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準第9項、第10項)。なお、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金をゼロにして、差額の負の値をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額することになります(同第12項)。本問においては、処分差益が生じているケース(処分の対価が自己株式の帳簿価額を上回っているケース)であるため、差額はそのままその他資本剰余金とするだけで問題ありません。仕訳は以下のとおりとなります。

(現 金 預 金) 9,200,000%1(自 己 株 式) 8,870,000%2(その他資本剰余金)330,000%3

※1 問題文(3.(3))より

 $\frac{2}{2}$ 処分時まで、期首時点の自己株式に変動はありません。したがって、以下の算式で処分原価を求めます。 133,050,000÷150,000 株 \times 10,000 株 \times 8,870,000

※3 貸借差額

上記の仕訳のうち、株主資本等変動計算書に登場するのは、「自己株式」と「その他資本剰余金」ですので、「自己株式の処分」という取引の内容を示した上で、「自己株式」「その他資本剰余金」はともに増加の記入を行います。自己株式は減少していますが、純資産の控除項目の減少となるため、増加の記入になる点に注意して下さい。

(2) 自己株式の取得

本問では、自己株式の取得が行われています。取得については、手数料が発生した場合に費用処理する点で通常の有価証券の処理と大きく異なりますが、本問では特に手数料に関する指示がないため考慮する必要はありません。仕訳は以下のとおりとなります。

(自 己 株 式) 10,200,000 (現 金 預 金) 10,200,000

上記の仕訳のうち、株主資本等変動計算書に登場するのは、「自己株式」のみですので、「自己株式の取得」 という取引の内容を示した上で、「自己株式」に減少の記入を行います。自己株式は増加していますが、純資 産の控除項目となるため、減少の記入になる点に注意して下さい。

6. その他有価証券に分類される有価証券の会計処理

(1) 期首の洗い替え

(繰延税金負債) 480,000%2 (投資有価証券) 1,200,000%3

(その他有価証券評価差額金) 720,000※1

※1 期首残高

 $2.720,000 \div (1-40.0\%) \times 40.0\% = 480,000$

法定実効税率 法定実効税率

※3 借方合計 または、720,000÷(1-40.0%)=1,200,000 法定実効税率

(2) 期中の売却

売却価額と売却原価の差額を売却損益として処理します。本間では、期末の時価評価に絡むため、売却原価の算定のみ注意して下さい。仕訳は以下のとおりとなります。

(現 金 預 金) 不明 (投 資 有 価 証 券) 3,000,000%

(投資有価証券売却損 or 益) 不明

※ 問題文 (2.(4)) より、A社株式の取得原価が判明します。よって、売却原価は、3,000,000 (= $15,000,000 \div 125,000$ 株×25,000 株) となります。

(3) 期末評価

その他有価証券は期末に時価評価します。税効果会計の適用があるのを忘れないで下さい。仕訳は以下の とおりとなります。

(投資有価証券) 500,000%1 (繰延税金負債) 200,000%2

(その他有価証券評価差額金) 300,000%3

※1 期末時点で保有しているA社株式は、100,000株(=125,000株-25,000株)になります。

また、期末時点の時価は 12,500,000 (=125円/株×100,000株) であり、期末時点の帳簿価額は、

12,000,000 (=15,000,000-3,000,000) となります。

よって、時価評価差額は、500,000 (=12,500,000-12,000,000) となります。

32 500, 000 \times 40. 0% = 200, 000

法定実効税率

※3 貸借差額

(4) 株主資本等変動計算書の記入

上記の仕訳のうち、株主資本等変動計算書に登場するのは、「その他有価証券評価差額金」のみです。「その他有価証券評価差額金」は株主資本以外の項目であるため、その変動額の純額を「株主資本以外の項目の当期変動額(純額)」に記入します。本間では、 $\triangle 420,000 \ (= \triangle 720,000+300,000)$ となります。

7. 実際に記入された株主資本等変動計算書

【株主資本等変動計算書】

(単位: 千円)

				(単位: 十)	<u> </u>
		前事業年度		当事業年度	
	(自	×21年4月1日	(自	×22年4月1日	
	至	×22年3月31日)	至	×23年3月31日))
株主資本					
資本金					
前期末残高		記載省略		890,000	
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		記載省略		(45, 600)
当期変動額合計		記載省略		(45,600)
当期末残高		890, 000		(935, 600)
資本剰余金					
資本準備金					
前期末残高		記載省略		101, 250	
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		記載省略		(45,600)
当期変動額合計		記載省略		(45, 600)
当期末残高		101, 250		(146, 850)
- その他資本剰余金					_
前期末残高		記載省略		10, 500	
当期変動額					
自己株式の処分		記載省略		(330)
当期変動額合計		記載省略		(330)
当期末残高		10, 500		(10,830)
資本剰余金					
前期末残高		記載省略		111, 750	
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		記載省略		(45, 600)
自己株式の処分		記載省略		(330)
当期変動額合計		記載省略		(45, 930)
当期末残高		111, 750		(157, 680)
利益剰余金					
利益準備金					
前期末残高		記載省略		79, 350	
当期変動額					
剰余金の配当		記載省略		(13,700)
当期変動額合計		記載省略		(13,700)

その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	記載省略		4, 110, 210	
当期変動額				
剰余金の配当	記載省略	(△150, 700)
当期純利益	記載省略	(245, 200)
当期変動額合計	記載省略	(94, 500)
当期末残高	4, 110, 210	(4, 204, 710)
利益剰余金合計				
前期末残高	記載省略		4, 189, 560	
当期変動額				
剰余金の配当	記載省略	(△137, 000)
当期純利益	記載省略	(245, 200)
当期変動額合計	記載省略	(108, 200)
当期末残高	4, 189, 560	(4, 297, 760)
自己株式				
前期末残高	記載省略		△133, 050	
当期変動額				
自己株式の取得	記載省略	(△10, 200)
自己株式の処分	記載省略	(8,870)
当期変動額合計	記載省略	(△1, 330)
当期末残高	△133, 050	(△134, 380)
株主資本合計				
前期末残高	記載省略		5, 058, 260	
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	記載省略	(91, 200)
剰余金の配当	記載省略	(△137, 000)
当期純利益	記載省略	(245, 200)
自己株式の取得	記載省略	(△10, 200)
自己株式の処分	記載省略	(9, 200)
当期変動額合計	記載省略	(198, 400)
当期末残高	5, 058, 260	(5, 256, 660)
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	記載省略		720	
前期末残高				
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額	記載省略	(△420)
(純額)				
当期変動額合計	記載省略	(△420)
当期末残高	720	(300)

評価・換算差額等合計			
前期末残高	記載省略		720
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純	記載省略	(△420)
額)			
当期変動額合計	記載省略	(△420)
当期末残高	720	(300)
新株予約権			
前期末残高	記載省略		7, 112
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純	記載省略	($\triangle 1,200$)
額)			
当期変動額合計	記載省略	(△1,200)
当期末残高	7, 112	(5,912)
純資産合計			
前期末残高	記載省略		5, 066, 092
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	記載省略	(91, 200)
剰余金の配当	記載省略	(△137,000)
当期純利益	記載省略	(245, 200)
自己株式の取得	記載省略	(\triangle 10,200)
自己株式の処分	記載省略	(9,200)
株主資本以外の項目の当期変動額(純	記載省略	(\triangle 1,620)
額)			
当期変動額合計	記載省略	(196, 780)
当期末残高	5, 066, 092	(5, 262, 872)

8. 実際に記載された株主資本等変動計算書関係注記

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 ×21年4月1日 至 ×22年3月31日)

記載省略

当事業年度(自 ×22年4月1日 至 ×23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	7, 000	100*1	_	7, 100*2
合計	7, 000	100	_	7, 100
自己株式				
普通株式(注) 2,3	150	12*3	10*4	152*5
合計	150	12	10	152

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 100 千株 であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。
 - 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の処分によるものであります。
- *1 問題文(3.(2))より
- *2 前事業年度末株式数+*1
- *3 問題文(3.(5))より
- *4 問題文(3.(3))より
- *5 前事業年度末株式数+*3-*4

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権	新株予約権	権の目的とな	さる株式の数	(株)	小本本と中
区分	新株予約権の内訳	の目的となる株式の種	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	当事業年度 末残高 (千円)
	第1回新株予約権(注)1	類 普通株式	192, 000	_	100,000*1	92,000*2	1, 104*3
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	400,000	-	_	400,000	4, 808
合計		_	592, 000	_	100,000	492,000	5, 912

- (注)1. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
- *1 問題文(3.(2))より
- *2 前事業年度末株式数-*1
- *3 2, 304, 000 1, 200, 000 = 1, 104, 000 4. 参照
- 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
×22 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	137, 000*1	20	×22年3月31日	×22年6月26日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 記載省略
- *1 3.参照